

高福第171-4号
令和3年5月21日

(一社) 埼玉県老人福祉施設協議会 会長 様
(公社) 埼玉県介護老人保健施設協会 会長 様
(公社) 日本認知症グループホーム協会埼玉県支部長 様
埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会 会長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
岸田 正寿 (公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく定期的な
検査の受検要請について (通知)

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内の新規感染者数は高い水準で推移しており、変異ウイルスの感染拡大も懸念されています。もとより高齢者施設の入所者は重症化リスクが高く、大規模なクラスターが発生すると入所者の方々や施設運営に深刻な影響が生じることから、引き続き、感染防止対策の徹底を図る必要があります。

県及び保健所設置市においては、集中的検査実施計画に基づく、入所系高齢者施設の職員等を対象に定期的な検査を実施しており、この検査で無症状の内に感染者を発見し、早期に対応することにより大規模なクラスターの発生を未然に防止できていると考えています。

一方、一部の施設においては未だ定期的な検査を受検されておらず、こうした施設においては無症状の内に感染が広がるリスクがあります。

こうした点を踏まえ、埼玉県では、別添のとおり、令和3年5月20日から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、県内の高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が策定した集中的検査実施計画に基づく検査の受検を要請しています。

今般、これまで県の検査を受けていない施設に対して、受検要請を行ったところですが、貴会におかれましても会員施設に対する周知について御協力をお願いします。

担当：施設・事業者指導担当
電話：048-830-3247